

五戸町公衆浴場燃料等価格高騰対策事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、燃料費・物価高騰の影響を受けている町内公衆浴場の事業者を支援するため、令和8年度の予算の範囲内において、指定する事業を営む法人又は個人事業者に対し、五戸町公衆浴場燃料等価格高騰対策事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 支援金の交付対象事業は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）で分類される次の各号に定めるものとする。

- (1) 一般公衆浴場業（N784）

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること
- (2) 五戸町内において、前条で定める交付対象事業を営むこと
- (3) 事業を営むに当たり、必要な許可等を受けていること
- (4) 前条で定める交付対象事業を営む店舗又は事業所を町内に有し、支援金申請時点で町内において交付対象事業の営業実態があり、支援金受給後も事業を継続する意思があること
- (5) 交付対象事業を営む者（法人にあっては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、交付することができる。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は1,500,000円とする。

2 交付対象事業を複数の店舗又は事業所で営む場合は、店舗又は事業所ごとに交付する。

(支援金の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、五戸町公衆浴場燃料等価格高騰対策事業継続支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 交付対象事業の許可等を受けていることが分かる書類の写し
- (2) 支援金申請時点で営業実態があることが分かる書類の写し
- (3) 本人確認書類の写し（法人にあっては代表者の本人確認書類）
- (4) 振込先口座が分かる通帳の写し
- (5) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、

支援金を交付することが適当であると認めるときは、五戸町公衆浴場燃料等価格高騰対策事業継続支援金交付決定通知兼確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、交付金の決定を取消することができる。

（支援金の返還）

第8条 町長は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和8年 五戸町告示第81号）

この要綱は、公布の日から施行する。

五戸町長 若宮 佳一 様

申請者

住所（法人の場合は所在地） _____

氏名

（法人の場合は名称及び代表者氏名） _____

印

電話番号 _____

五戸町公衆浴場燃料等価格高騰対策事業継続支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書

私は、五戸町公衆浴場燃料等価格高騰対策事業継続支援金を交付申請及び実績報告の上、請求します。

1 店舗又は事業所

業 種	公衆浴場業
名 称	
所 在 地	

2 交付申請額兼実績報告額兼請求額

金 _____ 円

3 誓約内容の確認 ※裏面の誓約内容を確認し、□に✓してください。

4 振込先口座 ※口座種目は、普通、当座などを記入してください。

金融機関名	支店名	口座種目	口座番号
口座名義人	フリガナ		

5 添付書類

- (1) 営業許可等を受けていることが分かる書類の写し
- (2) 支援金申請時点で営業実態があることが分かる書類の写し
- (3) 本人確認書類の写し
- (4) 振込先口座が分かる通帳の写し

様式第1号 裏面

誓約内容

- (1) 申請の内容は事実に相違ありません。支援金の受領後、申請の内容に虚偽があった場合は返金します。
- (2) 私及び役員（法人の場合）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の規定する暴力団員に該当しません。
- (3) 支援金受給後も事業を継続する意思があります。

様

五戸町長 若 宮 佳 一

五戸町公衆浴場燃料等価格高騰対策事業継続支援金交付決定通知兼確定通知書

年 月 日付けで申請兼請求のあった五戸町公衆浴場燃料等価格高騰対策事業継続支援金については、五戸町公衆浴場燃料等価格高騰対策事業継続支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定兼確定したので通知します。

支援金は、あなたが指定した口座に振り込みます。

記

1 対象店舗又は事業所

2 交付金の額
金

円

3 振込予定日

年 月 日